

広島市告示第359号
令和2年7月28日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 フレスタ東山本店
(2) 所在地 広島市安佐南区山本三丁目7番地8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フレスタ
代表取締役 宗兼 邦生
広島市西区横川町三丁目2番36号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数
(変更前)

位 置	収容台数
建物南側駐車場	18台
建物屋上駐車場	52台
建物西側隔地駐車場	15台
合 計	85台
届 出 台 数	85台

(変更後)

位 置	収容台数
建物南側駐車場	18台
建物屋上駐車場	52台
合 計	70台
届 出 台 数	55台

※駐車場総収容台数70台の内55台を来客用の届出台数とする。

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場 No.	出入口の数	位 置
1・2	1箇所	建物南側
3	1箇所	隔地駐車場南側
合 計	2箇所	

(変更後)

駐車場 No.	出入口の数	位 置
1・2	1箇所	建物南側
合 計	1箇所	

4 変更年月日

令和3年1月1日

5 届出年月日

令和2年7月21日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年7月28日から同年11月28日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年11月28日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課